

資料3-1

平成25年3月21日(木)

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

計画(障害児)相談支援について 利用者の推計値及びアンケート集計結果

平成25年3月21日

千葉市障害者自立支援課

1 利用者の推計値の提示について

～平成25年2月25日(月)障害保健福祉関係主管課長会議より抜粋～

全国的に計画相談支援の拡大について、予定より遅れている。

市町村においては、年次計画や個別の対象者の選定方法を定めた上でより精緻な計画相談支援の利用者数を推計すること。

事業者

・計画相談支援の利用者の推計値を確認することにより、必要な職員の員数や収入見込みなど、計画相談支援の実施に関する事業計画が立てやすくなる。

市町村

・地域の実情を勘案した上で、地域内において必要となる特定相談支援事業所の新規指定の必要性について検討することが可能になる。
⇒検討の結果、事業者及び相談支援専門員増員の必要性あり。

上記、趣旨に基づき、千葉市における利用者について推計値を提示します。

2 対象者拡大スケジュール(仮)

～平成26年度末までに全員を対象にするための目安として～

(1) 千葉市における対象者拡大スケジュール(仮)

	拡大対象者	対象者実人数
H24. 10	全サービスの新規申請者、標準支給量を上回るサービス利用希望者	約200人
H25. 10	○障害者総合支援法 訪問系サービス利用者、施設入所者、 地域相談支援利用者 ○児童福祉法 児童発達支援利用者、保育所等訪問支援利用者	約1,500人
H26以降	平成25年度までに拡大した対象者以外	<u>約5,100人</u>

※上記スケジュールは、提供体制の整備状況に応じて、変更します。

(2) 対象者拡大における課題

現状の相談支援専門員数では、最終的に約5,100人にいる対象者を計画(障害児)相談支援の対象にすることは不可能であり、相談支援専門員に携わる人員の確保が必要。

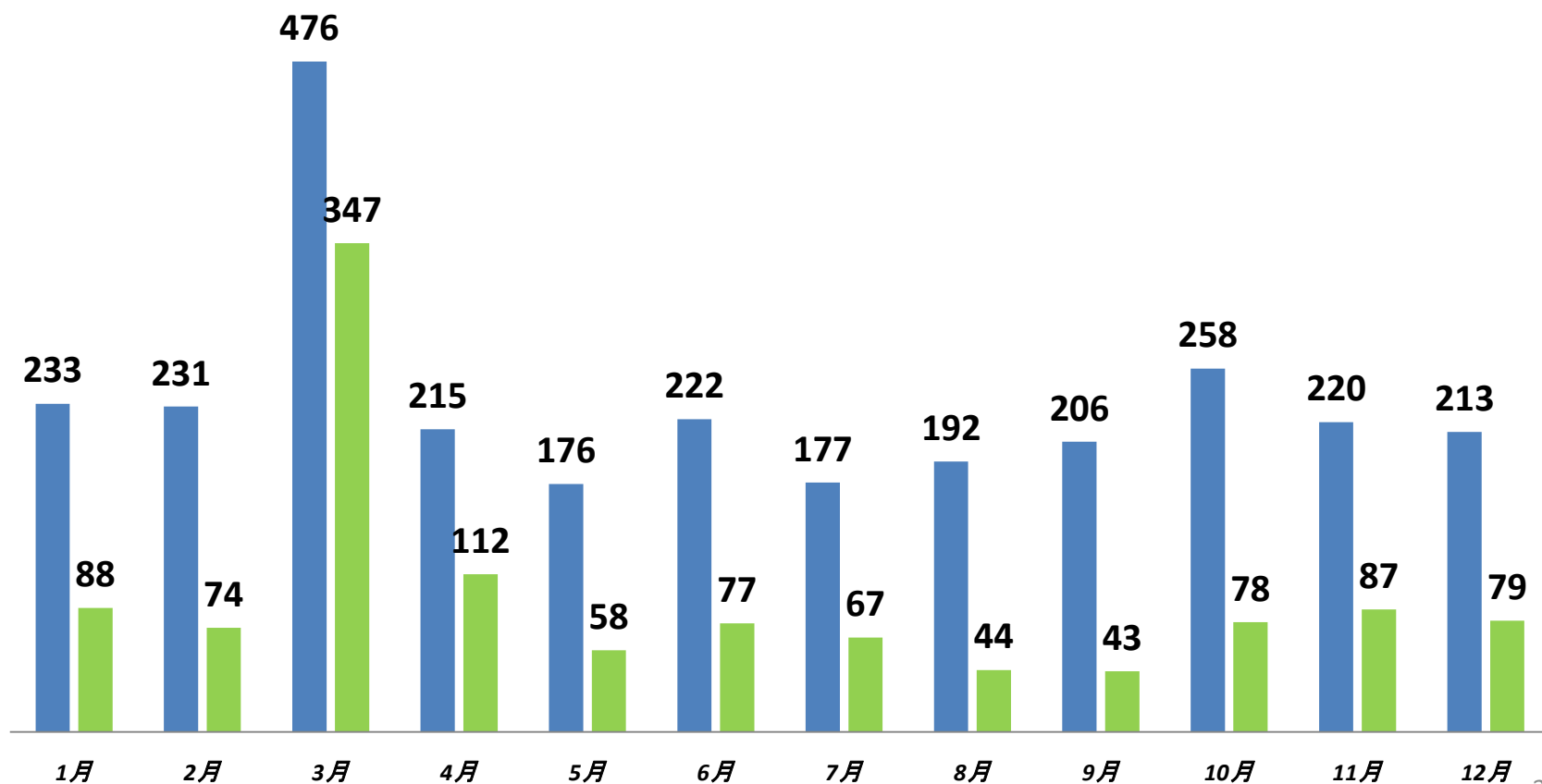
3 各月ごとの計画作成等件数見込

～現在のサービス利用者が全て対象者に移行した場合を推定～

(1) 計画作成

計画作成見込数

■ 障害福祉サービス(人) ■ 障害児通所支援(人)

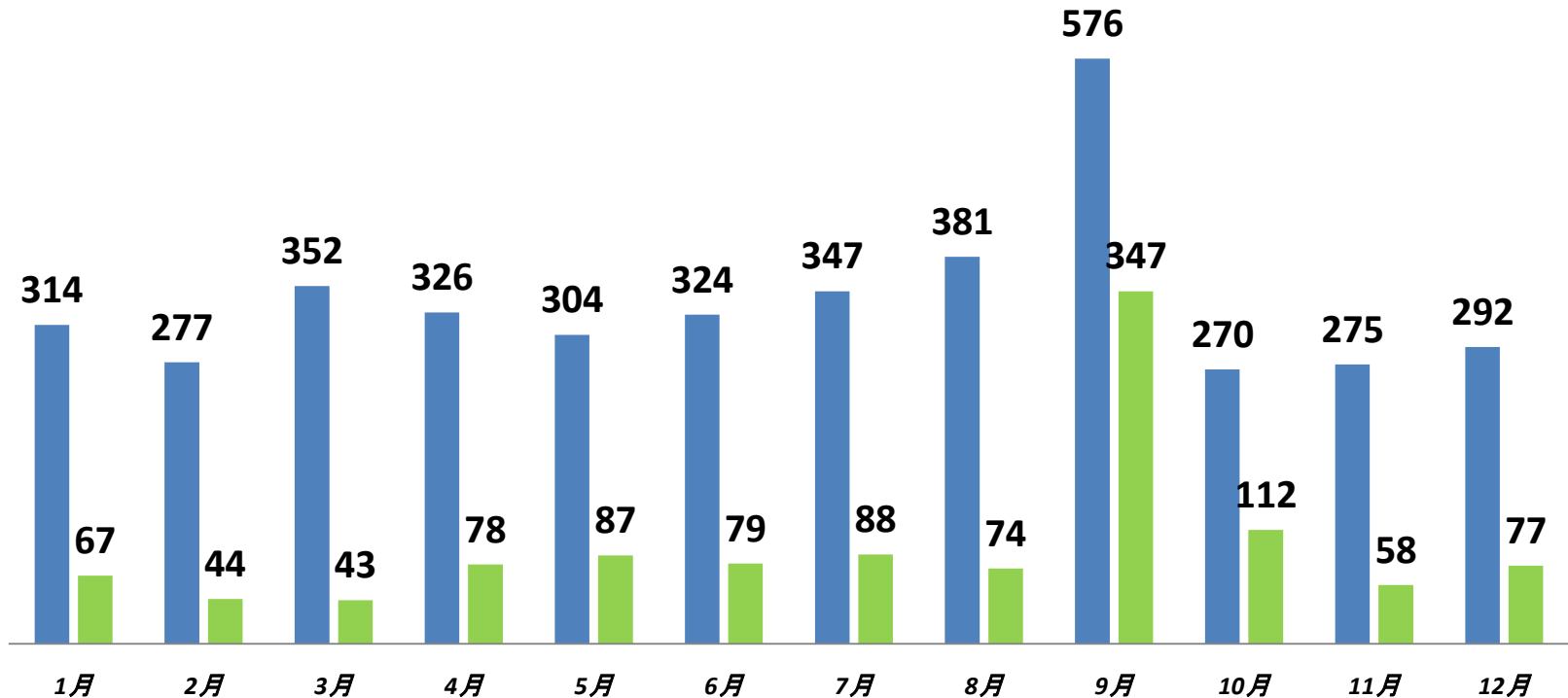


(2) モニタリング

モニタリングの頻度については、施設入所者は12月、それ以外の者(児)については6月ごとと仮定して試算。実態としては更に多いことが想定される。

モニタリング見込数

■ 障害福祉サービス(人) ■ 障害児通所支援(人)

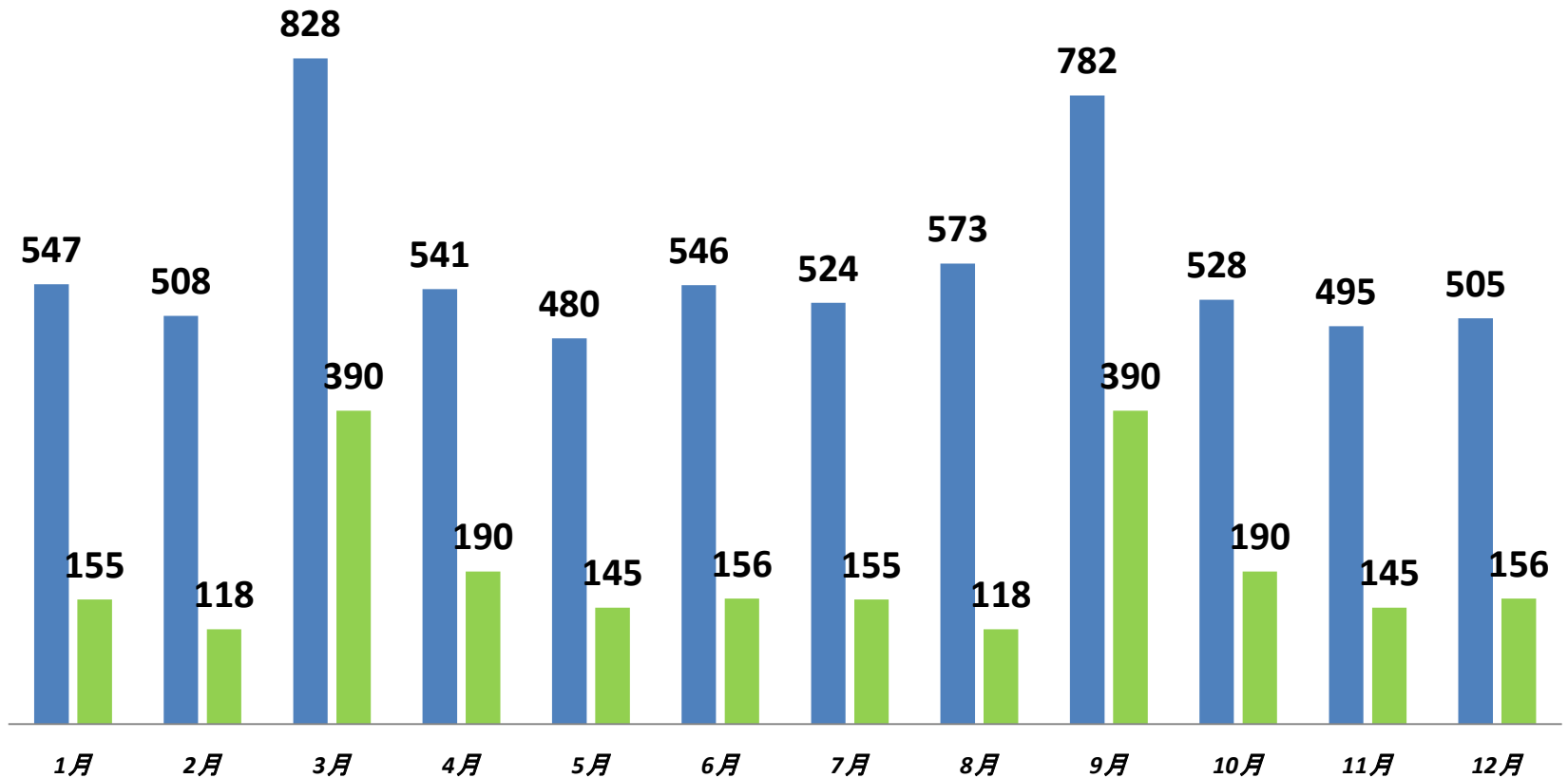


(3) 計画作成＋モニタリング

支給決定の有効期間が3月に集中するため、3月及び9月(モニタリング月)に支援が集中する。

計画作成及びモニタリング見込数

■ 障害福祉サービス(人) ■ 障害児通所支援(人)



4 現在の状況

～既存の事業所から頂いたアンケートの集計結果～

(1) 計画相談支援及び障害児談支援の実施状況

	計画作成件数	モニタリング件数	対応した相談支援専門員
H24. 10	33	6	28
H24. 11	46	23	33
H24. 12	67	61	37
H25. 1	76	86	39

計画作成、モニタリング件数ともに毎月増加。1月は合計で162件

(2) 既存の事業所における相談支援専門員の現在の配置数

既存の全29事業所合計75名

(3) 既存の事業所における相談支援専門員の今後の配置予定数

時期は不確定だが全体で約25名増員の可能性あり。

(4) 既存の全事業所の現在の事業所の人員で1月に作成可能な計画件数(人数)

約350名

5 その他制度上の課題、懸念事項

～既存の事業所から頂いたアンケートの集計結果～

計画相談支援等について下記のとおり課題、懸念事項があがりました。

(1) 報酬単価について

- 指定特定相談支援等による収入の不安定性
- サービスに結び付かなかった場合は無報酬
- 介護保険の居宅介護支援は毎月報酬が発生するが障害はモニタリング月以外は基本相談支援として無報酬
- 計画相談支援給付費等の報酬単価が低く、労力と見合わない
- 報酬の低さから計画及び支援の質が確保できない
- 報酬の低さから委託の相談支援専門員又は他職種の職員が兼務することになり、業務負担が増加する
- 自法人内のサービスに繋げるための支援と他法人のサービスに繋げるための支援の報酬額が同一

(2) その他について

- 相談支援専門員の原則専従等の要件
- サービス担当者会議等の調整の困難さ
- 計画作成の自宅訪問によるアセスメント
- 業務量が増加しており、人員が足りない(依頼を受けられない)
- 事業者による計画作成のためのアセスメントと行政による区分認定のための調査内容に重複するものがあり、利用者にとって煩雑でないか

6 よくある質問について

～資料のご案内等～

(1) 相談支援専門員になるためにはどのような要件が必要ですか。

○資料3-2の「相談支援専門員の要件」にまとめてありますので、ご参照ください。

(2) 相談支援従事者初任者研修は今後いつありますか。

○千葉県が研修を実施しますが平成24年度は6月20日までに申し込みが必要でした。平成25年度については、情報が提供され次第、お知らせしたいと思います。また千葉県障害福祉課の障害福祉関係の研修についてのホームページを御案内しますので御活用ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jigyoushomuke/kenshuu/index.html>

(3) 相談支援のマニュアル等がありますか。

○[相談支援の手引き\(千葉市\)](#)

○[相談支援関係Q&A\(平成25年2月22日付厚生労働省事務連絡\)](#)

○[サービス等利用計画作成サポートブック\(日本相談支援専門員協会\)](#)

事業を開始する前や開始後の確認等にご参照ください。